

ふるさとごせ応援寄附金事業 協力事業者募集要項

1. 目的

御所市では、ふるさとごせ応援寄附金(以下「寄附金」という。)事業の促進と、御所市の魅力や地元特産品等のPR等を行うことを目的とし、寄附者へお礼として進呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)の提供に協力していただける事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

2. 応募の要件

【協力事業者について】

協力事業者は、原則として下記の要件を全て満たすこと。ただし、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) この要項に規定する返礼品の要件を全て満たす返礼品を準備できる事業者であること。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 協力事業者(協力事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当しないこと。
 - イ 役員等(協力事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、協力事業者が法人である場合にはその役員、その支店若しくは事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (5) 個人情報の取扱いを厳重に行えること。(寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用できません。)

【返礼品について】

返礼品は、平成31年総務省告示第179号第5条に該当するものであり、かつ原則として下記の要件を全て満たすこと。ただし、市が返礼品として適当でないとした場合は、取り扱いができないことがあります。

- (1) 御所市内で生産、製造、加工、サービス等が行われていて、御所市の魅力を伝えられる返礼品と認められること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱い可とする。
- (3) 市または市が指定する委託事業者からの依頼後、速やかに発送できること。
- (4) 飲食物の場合は、返礼品到着後5日程度の消費期限が保証される品物であること。また、食品衛生法、食品表示法等関係法令を遵守し、違反していない品物であること。
- (5) 返礼品の商品情報（使用原材料等）、製造・加工工程等を開示できること。

3. 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページ及びふるさと納税ポータルサイトを通じて、事業者名、商品名等がPRできます。
- (2) 市が作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品及び事業者名等を掲載することがあります。
- (3) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットが同封でき、事業者等のPRにつながります。ただし、返礼品送付後のアフターフォローは寄附者の許可なく行わないでください。
- (4) ポータルサイトへの掲載料・送料は不要で、返礼品代については実費相当を御所市が負担します。（振込手数料については事業者様の負担となります。）

4. 協力事業者の登録

協力事業者の申請は随時受け付けます。協力事業者として登録申請しようとする者は、次の書類を市に提出してください。申請受付後にこの要領に規定する協力事業者の要件について市が審査し、承認したときは、市が委託する事業者から協力事業者登録に係る手続きについてご連絡いたします。

- (1) ふるさとごせ応援寄附事業 事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 履歴事項全部証明（法人の場合のみ）
- (4) 会社や商品等のパンフレット等

5. 返礼品の登録・変更・取りやめ

返礼品の新規申請、追加及び変更は随時受け付けます。次の書類を電子データ（メール等）により市に提出してください。変更もしくは取りやめをする場合は、予定日の14日前までに提出してください。

- (1) ふるさとごせ応援寄附事業 返礼品登録申請書（様式第3号）
- (2) 返礼品の画像データ（jpg）

申請いただいた返礼品が地場産品基準に該当しているかを総務省に照会する必要があるため、新規商品については申請から登録、ホームページ掲載まで一定程度の時間がかかることをご理解ください。

6. 協力事業者の義務

- (1) 協力事業者は、返礼品の提供に係る事故又は紛争が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、自己の責任及び負担においてこれを解決するものとします。また、解決後は速やかに市に報告を行うこと。
- (2) 提供する返礼品に関し、地場産品基準（食品を提供する協力事業者にあたっては、地場産品基準及び食品表示法）において遵守すべき事項が確認できる書類を整備し、及び保管すること。

7. 調査

市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる調査を行うものとします。この場合において、協力事業者は当該調査に応じなければならない。

- (1) 協力事業者が要件を満たしているかどうかについて、当該協力事業者に対して行う調査。
- (2) 返礼品が要件を満たしているかどうかについて、当該協力事業者に対して行う調査。
- (3) 協力事業者の義務を履行しているかどうかについて、当該協力事業者に対して行う調査。

8. 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

次のいずれかに該当した場合は、市は、協力事業者又は返礼品の登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 協力事業者又は返礼品がこの要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 返礼品等の品質等に対する苦情等について、協力事業者に責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (4) 市、委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- (6) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

9. その他留意事項

- (1) 御所市の広報をするなど、市のプロモーションに協力をお願いします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に

- 対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。
また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協力事業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

10. 申込み・問合せ先

〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

御所市役所 観光振興課 シティプロモーション係

TEL : 0745-44-3641 (直通)

FAX : 0745-62-5425

Mail : pr@city.gose.nara.jp